

三重県人権施策基本方針

(第三次改定)

【中間案】

三重県

目 次

第1章 基本的な考え方

1 基本方針改定の経緯	1
2 めざす社会	2
3 基本理念	2
4 人権尊重のための基本姿勢	2

第2章 人権施策の推進

1 人権啓発および人権教育の推進	
(1) 人権啓発	6
(2) 人権教育	7
2 不当な差別その他の人権問題を解消するための施策の推進	
(1) 相談体制の充実	8
(2) 紛争解決に向けた取組の充実	9
3 課題別施策の推進	
・部落差別（同和問題）	10
・子ども	11
・女性	12
・障がい者	13
・高齢者	15
・外国人	16
・患者等	17
・犯罪被害者等	18
・インターネットによる人権侵害	19
・性的指向・性自認	20
・ひきこもり	21
・あらゆる人権課題の解消に向けて（アイヌの人びと、刑を終えて出所した人等、 災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮 当局による拉致問題等 等）	22

第3章 人権施策の推進体制等

1 人権尊重の視点に立った行政の推進	25
2 人権施策の推進体制と仕組み	25

(参考) 用語説明	27
-----------	----

第1章 基本的な考え方

1 基本方針改定の経緯

1990（平成2）年には、あらゆる差別をなくすために、全国にさきがけて「人権県宣言」が県議会で決議されました。これを契機として「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」を設け、県民の人権意識の高揚に向け、部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題の啓発に取り組むことで、全ての県民の人権が尊重される社会の実現をめざしてきました。

1997（平成9）年には、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、1999（平成11）年、同条例に基づき、総合的に人権施策を推進するため、「三重県人権施策基本方針（以下、「基本方針」という。）」及び『人権教育のための国連10年』三重県行動計画〔計画期間：1999（平成11）年度～2004（平成16）年度〕」を策定しました。

その後、人権をめぐる社会状況の変化や策定後の人権施策の成果と課題をふまえ、基本方針を二度にわたり改定し、さまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、依然として、解消すべき差別が現存していることから、2022（令和4）年5月に制定した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（以下、「差別解消条例」という。）」に新たに規定された基本理念や紛争解決体制の整備等をふまえ、基本方針を改定します。

県では、県政の長期的な方向性を示す「強じんな美し国ビジョンみえ」を2022（令和4）年10月に策定しました。政策展開の基本方向に「共生社会の実現」を位置づけ、一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが個性や能力を持つ個人として尊重され、希望を持って日々自分らしく生きられ、自分の目標に向けて挑戦し、能力を発揮し、参画・活躍できるよう取り組むこととしています。今回の改定では、この「共生社会の実現」を、人権施策を推進するにあたっての基本となる考え方に反映しました。

また、誰一人取り残されることのない社会の実現をめざすSDGs（持続可能な開発目標）の理念をふまえ、性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、誰もが安心して暮らすことができる社会づくりの推進、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人を社会全体で支える環境づくりの推進、「ビジネスと人権」に関する社会的な関心の高まりを背景とした取組の推進などの人権をめぐる社会の変化を反映しました。

今回の改定（「第三次改定」）では、2022（令和4）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査（以下、「県民意識調査」という。）」などの結果をふまえるとともに、2015（平成27）年12月の第二次改定以降の取組を検証することで明確になった課題や残された課題への対応、今日的な課題を加えるなどの見直しを行いました。

この基本方針は、おおむね10年後の2034（令和16）年をめどに見直しを行います。

2 めざす社会

不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現をめざします。

3 基本理念

差別解消条例では、前文において「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による不当な差別も受けることなく、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない」として、世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念の下に、「不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会を実現することを決意する」としています。

なお、あらゆる差別が許されるものではないという認識のもと、全ての県民が互いに認め合い、人権が尊重される社会の実現に向け、次のことを基本理念として取組を進めていきます。

(1) 多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現

- ・不当な差別その他の人権問題の解消に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念などの改善に向けた取組を進めます。
- ・不当な差別その他の人権問題の解消を図ることにより、全ての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、支え合う、共生社会の実現を図ります。
- ・人権侵害行為や、人権侵害行為を助長・誘発する識別情報の摘示行為を行うことがないよう取組を進めます。

(2) 差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現

- ・対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であるという認識のもと、人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その解消を図ります。
- ・人権侵害行為を行った者等がその責任を自覚し、人権侵害行為を受けた者等の心情等を理解することを社会として促進します。
- ・人権侵害行為を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会として支えていきます。

4 人権尊重のための基本姿勢

人権が尊重される社会の実現には、県をはじめ、地域住民、事業者、NPOなどあらゆる団体の人権を尊重する取組が必要です。

また、誰もが社会から孤立することのないよう、市町をはじめ地域のさまざまな主体と連携しながら地域共生社会の実現に取り組むとともに、人権が尊重され、性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向・性自認等に関わらず誰もが参画・活躍できるよう環境づくりを進める必要があります。

事業者・NPO等も含め県民の皆さんの積極的な参画のもと、それぞれの地域をよりよくしていく活動を通じて、共に新しい三重づくりを進めていきます。

(1) 県、県民、事業者それぞれの主体の役割

不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現には、行政だけではなく、事業者やさまざまな団体、そして県民一人ひとりが地域社会を構成する主体として、人権尊重の視点に立って、それぞれの主体に応じた役割を果たすことが求められます。

①県（県職員）が取り組むべきこと

人権の尊重が行政の根幹であることを認識し、行政を推進するとともに、社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権課題の解消に向けて、国、市町や関係団体等と情報共有、連携し、人権施策を推進します。

ア 研修会等に積極的に参加し、人権課題を「自分ごと」としてとらえ、問題意識をもって取り組みます。

イ 業務や研修を通して人権感覚を磨き、さまざまな人権課題に対する理解を深めるとともに、地域社会の一員としても人権啓発の推進に努めます。

ウ 県のさまざまな施策の推進にあっては、常に人権尊重の視点を持って取り組みます。

②県民が取り組むこと

人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民一人ひとりがその担い手として人権意識の高揚に努めるとともに、互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野において主体的に行動することが求められています。

ア 研修会等に積極的に参加するなど、人権について、正しく理解しようという心がけ、人権問題に対して傍観することなく解消に向け主体的に行動すること

イ 差別を「しない・させない・ゆるさない」という意識を常にもつこと

ウ 一人ひとりに多様な個性があることやさまざまな違いを理解し認め合い、お互い尊重し合うこと

③事業者が取り組むこと

現代社会において、事業者が人権尊重の視点に立って活動を行うことは、事業者が果たすべき社会的責任の一つとして求められています。

事業活動においては、従業員のみならず、消費者、取引先、地域社会などさまざまな利害関係者と関わっており、こうした全ての人の人権を尊重しなければなりません。

ア 事業者内のみならず、消費者や取引先等の人権に配慮した事業活動を行うこと

イ 研修会の実施や講演会への参加など、人権課題への理解を深めるために職場全体で人権尊重の意識を高めること

ウ 個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な処遇を行うこと

(2) 県民、事業者等と協働した人権が尊重されるまちづくり

県民、事業者、NPOなどの地域社会の構成員が相互に連携を図り、差別を解消しあらゆる分野で一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、各々の個性

や特徴等を認め合いながら、さまざまな「人権が尊重されるまちづくり」の取組をさらに広く県内各地で展開します。

ア 人権教育・人権啓発、相談・支援などの取組を促進するため、NPO、事業者などの取組を促進します。

イ 地域住民自ら主体的に地域に関わり、共に助け合い誰一人取り残されない社会を実現するため、県民、事業者、NPOなどあらゆる主体と連携して取組を進めます。

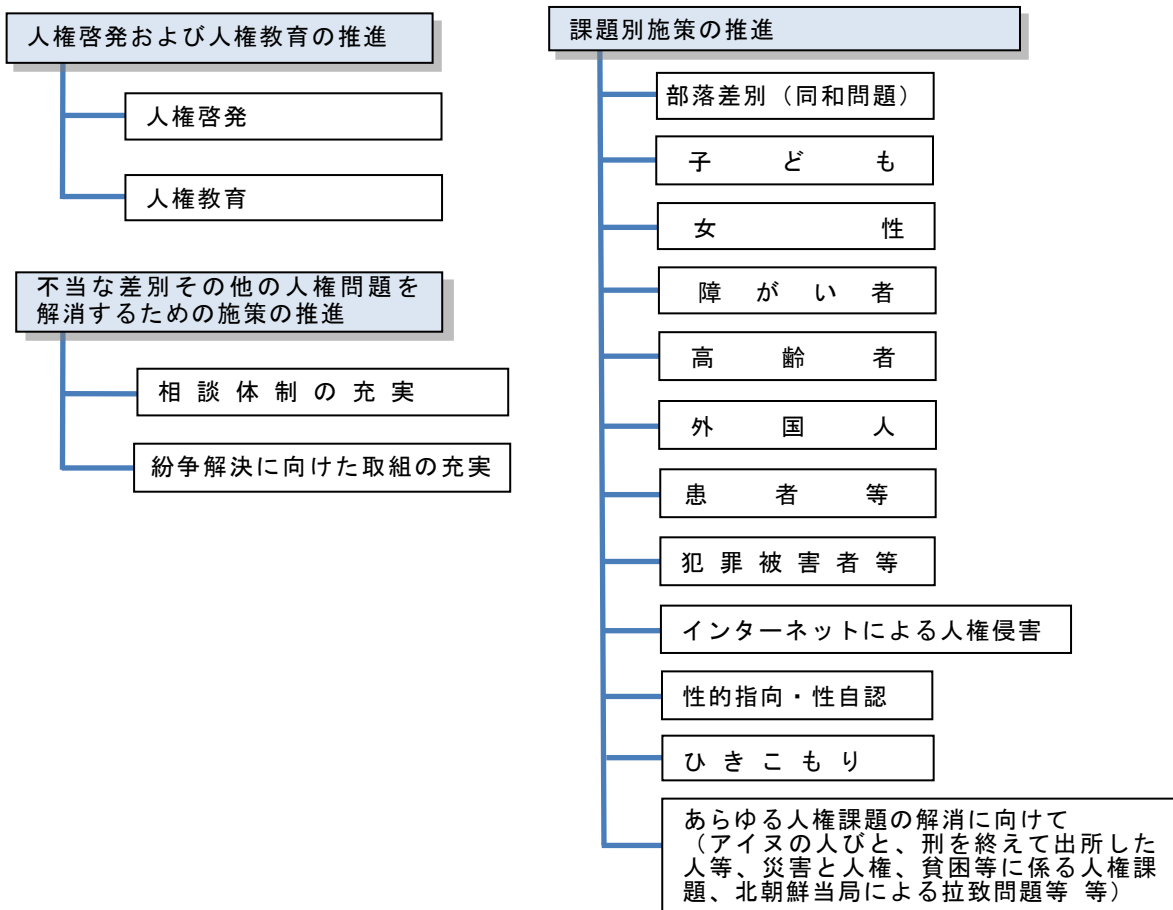
ウ 社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりがお互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するための取組を実施していきます。

第2章 人権施策の推進

人権が尊重される社会をつくるためには、県のあらゆる事業・業務において、人権尊重の視点に立った行政を推進していく必要があります。この基本方針は、そのための基本姿勢を示すとともに、県における人権施策を目的に応じた次の3つの施策分野に体系づけ、推進していくことを明らかにするものです。

- 1 人権啓発および人権教育の推進
- 2 不当な差別その他の人権問題を解消するための施策の推進
- 3 課題別施策の推進

【施策体系図】



1 人権啓発および人権教育の推進

(1) 人権啓発

【現状と課題】

差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するためには、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることが必要となることから、学校、家庭、地域、職場等さまざまな場を通じて啓発に取り組んできました。

人権啓発に係る取組については、三重県人権センターを中心にパンフレット・ポスターやテレビ・新聞等の広報媒体等による啓発のほか、研修会・講演会の開催、駅や商業施設での街頭啓発等を進めてきました。

しかしながら、未だに差別事象や人権侵害につながる事例が発生しています。2022（令和4）年度に実施した県民意識調査の結果では、総体的に県民の人権意識の高まりがみられるものの、人権課題別にみると、部落差別（同和問題）をはじめ、子ども、女性、外国人や障がい者等、依然として人権問題が解消されていない状況があります。

また、「最近5年間で、県や市町が主催する講演会や研修会に一度も参加したことがない」と回答した人の割合が79.3%となっていることから、より多くの県民がより高い人権感覚を養っていくためには、講演会のオンライン開催や社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するなど、より効果的な手法等を検討しながら、人権啓発活動を進めていくことが必要です。

加えて、地域等の実情に応じたきめ細かな啓発活動を実施するため、地域や職場等において、啓発活動を担う人材を養成する取組が必要です。

【めざす姿】

県や市町等は、効果的な手法による多様な機会を提供することで、県民一人ひとりが、さまざまな人権問題に関する正しい知識を習得しています。

県民一人ひとりが人権問題に対して傍観することなく、自らの問題としてとらえ、その解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組んでいます。

【基本方針】

- 人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、県民等の幅広い理解の促進を図るとともに、あらゆる人権課題について自分自身の問題としてとらえてもらえるよう効果的な啓発活動を行います。
- 地域の状況に応じた啓発活動を、県民、事業者、団体、学校、ボランティア等のさまざまな実施主体と取組についての情報を十分に共有し、連携・協働しながら、家庭をはじめ、地域や職場等で進めていきます。
- 事業者等における人権にかかる自主的な取組を促進するための啓発を進めます。
- 地域等において、人権啓発活動を担う人材を養成する取組を推進します。

(2) 人権教育

【現状と課題】

学校では、教育活動全体を通じて人権の重要性や人権に関するさまざまな課題についての理解を深めるとともに、自他の人権を守るための行動につながるよう意欲や技能を育成しています。

しかしながら、依然として、偏見や差別、いじめなどの人権に係る問題が発生しているほか、児童虐待の報告件数やインターネット上の悪質な書き込みの増加など、こうした課題への適切な対応が求められています。

また、家族形態の変容、地域コミュニティの弱体化などにより、家庭・地域の教育力の低下が指摘されており、お互いの人権を尊重し合う共生社会の実現を図るために、地域住民の人権意識を高める学習機会の提供や参加・交流を促進する事業を実施するなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実が必要です。

【めざす姿】

学校、家庭、職場等、地域社会のあらゆる場で、一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身につけています。また、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身につけています。

指導者の養成とその資質の向上を図ることで、人権尊重の理念について十分な認識を有した人権教育の指導体制が整っています。

【基本方針】

- 認定こども園・幼稚園・保育所等において自己肯定感を高め、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や人権を大切にする心を育てる取組を進めます。
- 学校教育においては、児童生徒の実態や地域の課題等に応じて学校が作成する人権教育カリキュラムを活用し、人権尊重の意識や自他の人権を守るための行動力を育む取組を、教育活動全体を通じて推進します。
- 社会教育においては、市町の主体的な取組の促進を図り、社会教育施設や隣保館等を拠点に人権に関する学習や情報の提供を積極的に行うとともに、民間の提供する学習活動とも連携し、さまざまな学習の場の人権尊重の視点を位置づけるような取組を進めます。
- 事業者や地域の団体等に対して、人権が尊重される職場づくりやまちづくりなど人権尊重の視点に立った活動の推進や人材育成を支援していきます。
- 人権に関わりの深い行政職員、教職員、消防職員、警察職員、医療関係者、福祉関係者、マスメディア関係者等の主体的な取組の必要性をふまえ、それぞれの関係者に対する人権教育の充実を進めます。

2 不当な差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

(1) 相談体制の充実

【現状と課題】

本県では、部落差別（同和問題）をはじめ、人権に関するさまざまな相談に対応するため、三重県人権センターに相談窓口を設置しています。

また、子どもや女性、障がいのある人、高齢者、外国人、感染症や難病、性の多様性などに関する相談については、各種相談窓口を設置し、対応しています。

しかしながら、「どんな相談窓口があるかわからない」、「どこに相談すればよいかわからない」といった声があるとともに、2022（令和4）年度に実施した県民意識調査の結果では、人権侵害を受けた時の対応として、「何もせず、がまんした」が35.0%、「国の相談窓口相談した」が3.6%、「県の相談窓口相談した」が1.5%、「市町の相談窓口相談した」が2.9%となっており、行政の窓口相談した割合は、1割に達していないことから、相談者が必要な時に安心して相談できる相談窓口に関する情報の提供が必要となっています。

このため、ホームページや学習会等さまざまな機会をとらえて相談内容に応じた窓口と利用方法の一層の周知を図るとともに、多様化・複雑化する人権問題に関する相談に迅速かつ的確に対応するため、相談員の資質向上を図る研修を行い、相談者に寄り添った対応に努める必要があります。

【めざす姿】

相談機関相互の連携が図られており、円滑かつ迅速に対応できる相談体制が整えられています。

県民一人ひとりが抱える問題について、身近な相談窓口で気軽に、対話を重視し、相談者に寄り添った相談が受けられています。

【基本方針】

- 県民が迷うことなく人権問題に関する相談ができるよう、わかりやすい広報活動に取り組み、三重県人権センターをはじめ人権に関わる相談窓口の周知を図ります。
- 県民のさまざまな人権問題に関する相談について、差別解消条例に規定された相談対応（助言、調査、関係者間の調整等の必要な対応）が実施できるよう体制の充実を図ります。
- 多様化、複雑化するさまざまな人権問題に関する相談に対応するために、相談員等の資質向上を図るとともに、相談機関相互のネットワークを民間の相談機関にも広げながら、実効ある相談・支援体制の充実を図ります。

(2) 紛争解決に向けた取組の充実

【現状と課題】

現在、人権侵害に対する被害者の救済については、法務局および人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件の調査処理、最終的な紛争解決手段である裁判制度のほか、労働問題、公害、配偶者等からの暴力、児童、高齢者および障がいのある人に対する虐待等の分野においては裁判制度を補完する制度や被害者保護のための仕組みがあります。

また、緊急に避難や保護を必要とする女性や子どもの一時保護や自立支援等の取組を行っているほか、さまざまな人権侵害について各分野の相談機関が専門的に対応し、救済を図っています。

県では、相談対応では解決に至らなかった不当な差別に係る事案に対して、差別解消条例に基づく「助言、説示又はあっせん」の知事への申立てについて、調査審議を行うために「三重県差別解消調整委員会」を設置し、当事者間の問題解決を援助することとしています。この仕組みが円滑に機能するよう運営する必要があります。

【めざす姿】

いじめや虐待を受けている子ども、配偶者等からの暴力を受けている被害者などの深刻な権利侵害に対して福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携して取り組み、被害が救済されています。

差別解消条例に基づく「助言、説示及びあっせん」の実施により、当事者間の問題解決が図られるなど、実効性の高い積極的な救済が図られています。

【基本方針】

- 人権問題に関する相談の内容は多種多様で、個々の相談窓口だけでは対応困難な事例もあるため、窓口相互のネットワークの連携強化や相談員の資質向上に取り組むとともに、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）など人権擁護の観点から看過し得ないものに対しては、機動的かつ柔軟に救済を図ります。
- 不当な差別にかかる紛争については、知事による「助言、説示、あっせん」を迅速かつ適切に実施することで、当事者間の問題解決を図ります。
- さまざまな機会や手段を活用し、人権侵害への対応等について、周知・啓発を図ります。

3 課題別施策の推進

部落差別（同和問題）

【現状と課題】

2016（平成28）年12月、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別解消推進法」が施行されました。法制定の背景の一つには、インターネット上で差別を拡散・助長するような看過できない行為が多発していることがあります。

部落差別は多くの人々の努力によって、一定の改善はみられるものの、2022（令和4）年に県が実施した県民意識調査の結果では、結婚や住居の賃貸・購入に際しての同和地区（土地）に対する忌避意識が根強くあることが明らかになっています。

また、個人に対する差別発言や、同和地区の所在調査、行政機関への照会などの差別事案、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別書き込み等が発生しています。

一方で、部落差別に関する誤った意識に乘じ、事業者や行政機関等に高額な図書を売りつけるなどの不当な要求を行う「えせ同和行為」の発生も部落差別の解消を妨げる原因の一つとなっています。

これまでの人権啓発や人権教育の成果をふまえ、国、市町、事業者や関係団体等とも連携し、引き続き、部落差別を重要な人権課題としてとらえ、人権啓発・人権教育をより一層推進していくことが必要です。

【めざす姿】

これまでの取組の成果と課題を継承し、教育・行政機関をはじめ、さまざまな主体が連携しながら、部落差別解消に向けた取組が積極的に行われています。

部落差別は許されないものであるとの認識のもと、県民一人ひとりが、自らの課題としてとらえ、主体的に差別解消に取り組んでいます。

【基本方針】

- 県民一人ひとりが部落差別の解消を自らの課題として受け止め、実際の行動に結び付くよう効果的な教育・啓発活動を積極的に推進します。
- 自己実現を図ることができる社会環境づくりに向け、関係機関等との緊密な連携を図りながら公正な採用選考の実現に取り組めます。
- 隣保館を拠点に、周辺地域を含めた地域社会における部落差別の解決に向けて、生活上の相談事業等を通じた地域住民の福祉の向上や啓発活動を促進するとともに、住民相互のつながりや理解を深めるための人権尊重のまちづくりの取組を支援します。
- 国や市町等と連携し、人権侵害に迅速な対応を行うなど、差別解消条例に基づき、被害者の視点に立って救済を図るよう取り組めます。また、身近なところで受けられる相談事業の充実等、相談者の立場に立った人権相談機能の充実に努めます。
- インターネット上の差別的な書き込みを未然に防止するための啓発に取り組むとともに、モニタリングを実施し、削除要請を行います。

【現状と課題】

子どもの人権を尊重する意識を家庭や学校、地域社会に醸成する取組、いじめ・不登校・児童虐待等に関する相談体制の充実、子どもの育ちを見守り、子育てを支援する仕組みづくりに努めてきました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題を克服するため、社会総がかりで取り組み、未然防止や早期発見・早期対応の取組が重要です。

不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものであるという認識のもと、不登校の状態にある児童生徒の意思を尊重しつつ、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意し、個々の状況に応じた支援を行うことが重要です。

児童虐待については、母子保健や子育て支援、教育施策との連携を一層推進し、出産前から就学期までの切れ目のない支援体制を構築することで、子育て家庭の育児負担、不安、孤立の解消を図り、児童虐待を未然に防止するとともに、身近な地域（市町）での虐待対応力を高め、虐待を早期に発見し、早期対応することで虐待の重篤化を防ぐことが必要です。

家事や家族の世話など、本来大人が担うと想定されているような、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、「子どもとしての時間」が持てない子ども、いわゆるヤングケアラーは、これまでも存在していたと推測されるものの、課題として認識されていなかったものです。ヤングケアラーは、家庭内の問題であること、本人や家族に認識がないことなどから支援が必要であっても表面化しづらい構造となっており、早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。

生活困窮家庭の子どもに対しては、地域の状況に応じた学習支援の場を提供するとともに、教育相談や学習支援を実施し、高等学校等への進学や就職に結びつけるなど将来の自立に向けた支援を子どもと保護者の双方に行っています。

引き続き、行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを把握し、効果的な支援につなげていけるよう体制の整備を図っていく必要があります。

【めざす姿】

子どもが権利の主体として尊重されるとともに、地域社会全体で子どもの豊かな育ちを支えています。

子どもが自らの意思を尊重され、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活を送っています。

【基本方針】

- 子どもが、権利の主体として尊重されるとともに、自らの意見を表明することができる環境を整備し、参加を促します。
- 子どもの健やかな育ちを支援するため、行政、学校、家庭、地域、事業者、団体などさまざまな主体が連携した取組を促進するとともに、家庭の経済的な状況な

ど、子どもが生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望をもって成長し、自分らしい生き方を選択できるよう支援していきます。

- 子どもを虐待から守るために、行政等の関係機関と家庭、学校、地域社会における連携体制の整備を推進します。
- すべての子どもたちにいじめをなくそうと行動する力を育むとともに、社会総がかりでいじめ防止に取り組みます。

女性

【現状と課題】

県では、1999（平成 11）年に施行された「男女共同参画社会基本法」の制定を受けて 2000（平成 12）年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、2002（平成 14）年に「三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。2021（令和 3）年から 2030（令和 12）年を計画期間とする「第 3 次三重県男女共同参画基本計画」では、新たに「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方を取り入れ、「ジェンダー平等の実現」をはじめとする各ゴールとの関連性を明らかにし、分野横断的に取り組んでいくとともに、ダイバーシティの視点をふまえ、一人ひとりが性別等に関わらず個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められる社会を実現するため、総合的かつ計画的に取組を推進しています。

一方、内閣府によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に女性の就業や生活への影響が甚大であり、日本において男女共同参画が進んでいなかったことが改めて顕在化したことが報告されています。

引き続き、根深く残る性別による固定的役割分担意識の解消や、あらゆる分野における女性の参画の拡大を進めていくとともに、働くことを希望する女性やステップアップしたい女性が、希望に応じた働き方ができるよう、女性の目線に立った一層の環境整備が必要です。

また、配偶者等からの暴力（DV、ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪・性暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も近年多く発生しています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害者には女性が多く、その背景として、性別による社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が指摘されています。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、身体的・精神的に極めて重い被害を与えるものですが、被害に遭っても誰にも相談できない状況もみられます。

さらに、女性をめぐる課題はDV以外にも多様化、複合化しており、新たな女性支援の枠組みを構築するため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が 2024（令和 6）年 4 月から施行されます。

こうしたことから、固定的な性別役割分担意識の解消や男女が共に多様な働き方を実現できる環境づくりの推進とともに、性犯罪・性暴力被害者等困難な問題を抱える女性に対する切れ目ない支援が必要となっています。

【めざす姿】

職場、家庭、地域社会において、性別に関わりなく、個性や能力を十分に発揮し、それぞれの多様な生き方が認められる男女共同参画が進むとともに、あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大に向けて、さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DVや性暴力の根絶に向けた取組や困難な問題を抱える女性に対する支援等が進んでいます。

【基本方針】

- 男女が共に参画し、責任を担う社会づくりを進めるため、市町および関係機関等と連携し、政策・方針決定過程に携わる女性割合の拡大に取り組むとともに、さまざまな機会・手段を活用した広報・啓発などによる男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。
- 職業生活における男女格差の是正に向け、事業者・団体等と連携し、組織における意識改革や人材育成・登用など、性別に関わらず能力を發揮できる職場環境の整備が一層進むよう取り組みます。
- DVや性暴力の被害者等困難な問題を抱える女性が必要な支援を速やかに受けられることができるよう相談しやすい環境整備に取り組むとともに、多様化・複雑化する相談に対して関係機関と連携し、予防から相談・保護・自立に向けて切れ目のない支援の取組を進めます。また、引き続きDVや性暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発に取り組みます。

障がい者

【現状と課題】

障がいのある人は、家庭や地域社会の中で生活することや持てる能力を發揮し積極的に社会へ参加することへの強い欲求や願望があっても、現実には、日々の生活や社会参加、就労、情報の収集等における、さまざまな障壁があります。

このため、国においては、「障害者の権利に関する条約」の締結（2014（平成26）年）に向け、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」等の制定など法や制度の整備が順次行われてきました。

また、2021（令和3）年6月に、「障害者差別解消法」が改正され、2024（令和6）年4月に、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る合理的な配慮の提供が義務化されることとなりました。

本県では、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を2018（平成30）年10月に施行しました。

学校教育については、特別な支援を必要とする子どもたちは引き続き増加が見込まれており、連続性のある学びの場と早期からの一貫した指導・支援の充実が求められています。また、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけるとともに、ICTや先端技術の活用によって、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画の機会を増やすことが求められています。

障がいのある人が地域社会に住み、社会生活に参加するためには、障がいのある人に対する偏見や差別意識等の心の障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁など、取り除かなければならない多くの障壁があります。障がいのある人が自立し、社会のあらゆる分野に参加できるよう、県民の理解を深め、環境を整備し、情報提供の充実など地域での生活を支援する取組を推進する必要があります。

【めざす姿】

障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

また、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。

【基本方針】

- 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発、障がいを理由とする差別の解消のための支援体制等の強化や、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応のための取組を進めます。
- ユニバーサルデザインのまちづくりに対する理解を深め、県民の意識の高揚を図り、誰もが、安心して快適に過ごせる環境の整備や、分かりやすい情報等が提供されるような取組を推進します。
- グループホームなどの居住の場や日中活動の場など、障害福祉サービス等や地域生活支援事業のさらなる充実を図るとともに、障がい者本人のニーズをふまえた就労や職場定着等の支援、福祉事業所における工賃向上に取り組みます。
- 精神障がい者や家族等が、適切な医療や支援を受けて安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい者の地域移行の取組やアウトリーチ、精神科救急医療体制の充実など、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。
- 幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、必要な支援情報の引き継ぎを進め、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づいて、きめ細かな指導・支援を充実します。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが共に理解し、尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、地域の学校との交流や共同学習を継続して進めます。

高齢者

【現状と課題】

本県の人口に占める 65 歳以上人口の割合（以下、「高齢化率」という。）は、2020（令和 2）年 10 月 1 日現在で、29.7%となっており、国立社会保障・人口問題研究所の「人口統計資料集（2023 年改定版）」によると、2025（令和 7）年には 31.2%、2040（令和 22）年には 36.9%になると推計されています。

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年を目途に重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

高齢化の進展に伴い、高齢者に対する身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されており、高齢者を年齢などにより一律にとらえるといった誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築が課題となっています。

地域において活躍している高齢者もいますが、さらに元気な高齢者が地域の担い手として参画することにより、地域における支え合いが進展するとともに、地域での役割を持った高齢者が増えることにより、人生の最期まで生きがいを持って活躍することに期待が寄せられています。このため、生きがいを持って社会に参画する高齢者をさらに増やしていく取組を推進する必要があります。

【めざす姿】

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されています。

また、全ての人が、高齢者に対する偏見をなくし、老いや介護についても正しく理解し、全ての高齢者は、自分自身の意思決定が尊重され、尊厳ある生活を送っています。

【基本方針】

- 元気な高齢者が地域の担い手として活躍することにより、地域の支え合いが推進されることや、高齢者が社会の中で役割を持ち、生きがいを感じることで自らの介護予防にもつながる取組を推進します。
- 高齢者虐待や認知症に関する正しい知識の周知により、高齢者に対する尊厳確保や偏見・差別の解消を図るとともに、必要に応じた介護保険サービスの利用など、高齢者と暮らす家族の負担を軽減するための取組を総合的に推進します。
- 住み慣れた家庭や地域で過ごしたいという高齢者の気持ちを大切にし、利用者の視点に立った、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進します。

外国人

【現状と課題】

2022（令和4）年末の在留外国人数は、307万5,213人となり、前年末（276万635人）に比べ31万4,578人（11.4%）増加しました。

県内の外国人住民数は、57,279人（2022（令和4）年末）で、県内総人口の3.23%を占め、全国的にも高い割合です。また、公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒は2,301人となり、在籍する学校数は494校中233校で過去最高となっています。（2021（令和3）年5月1日時点）

こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、さまざまな人権問題が発生しています。外国人住民は言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが図りづらく、地域社会への参画が進んでいない状況です。

外国人住民を孤立させることなく、地域社会の一員として受け入れられるよう、引き続き、国際交流協会、NPO、経済団体、市町等のさまざまな主体と連携して、多文化共生の推進に取り組む必要があります。

また、2016（平成28）年6月に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたことなどもふまえ、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動のない社会の実現をめざし、その解消に向けた取組を進める必要があります。あわせて、外国人住民に向けた人権啓発にも取り組む必要があります。

県内には日本語学習を希望する外国人住民が多く存在しますが、日本語教室の空白地域があるなど、学習を希望する人が日本語教育を受けられない状況や、実施体制、運営基盤等に課題を抱える日本語教室もあります。日本語学習を希望する外国人住民の学習機会を確保するため、日本語教育に関する課題と今後の方向性について各主体と意識を共有し、県内の日本語教育体制の整備を推進する必要があります。

2021（令和3）年5月に実施された「外国人の子供の就学状況等調査」では、不就学、又は不就学の可能性のある子どもは全国に約1万人いることが判明していることから、引き続き、効果的な就学促進や日本語指導の取組を進めていく必要があります。

【めざす姿】

外国人住民が、行政等から十分な情報や支援を得ることで、生活、就労、教育等の課題の解決が図られ、安全、安心な生活を送っています。

全ての地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づき、偏見や差別のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いています。

【基本方針】

- 学習や啓発の取組を推進し、国籍や文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の一員として安心して共に生きていける社会づくりを進めます。
- 外国人住民が安心して暮らすことができるよう、さまざまな主体と連携して、行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に取り組みます。また、「生活者としての外国人」が日本語学習に容易にアクセスできるよう、さまざまな主体と連携して日本語教育の体制づくりに取り組みます。
- 子どもの就学、行政や地域活動への参加などの社会参画を推進し、外国人が当然に尊重されるべき権利の擁護のために取り組みます。

患者等

【現状と課題】

感染症、精神疾患、難病など、あらゆる病気にかかっている人やその家族等に対するさまざまな人権問題が存在します。患者の自主性が尊重され、患者が自己の症状や医療行為の目的、方法、リスク等について理解し、合意のもとに医療が提供される必要があります。それぞれの病気に対する理解が促進されるよう、病気についての正しい知識の普及を推進し、患者等の立場に立って考えるなどの啓発に取り組むとともに、支援体制の充実を推進していくことが求められています。

また、感染症対策に関して、自治体や医療関係者、県民等の果たすべき役割を明らかにするとともに、差別や偏見の根絶等について定めた「三重県感染症対策条例」を令和2（2020）年12月に制定しました。引き続き、県民、事業者、国、市町、関係機関等と連携協力して感染症対策を推進していく必要があります。

性感染症については、依然として偏見や差別が解消されていない状況があります。特にH I V感染症については、感染力は弱く、しかも感染経路が限られていますが、エイズ患者が報告された当初は治療法がなく、過剰なまでにエイズの恐ろしさが強調されたため、患者に対する漠然とした恐怖心が広がりました。

H I V感染症・エイズ等に関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、H I V感染拡大防止およびH I V感染者・エイズ患者等に対する偏見や差別を解消していく必要があります。

ハンセン病は、「らい菌」による感染症で、現在では、適切な治療で完治することができるにも関わらず、過去には恐ろしい病気と誤解され、患者を強制隔離する政策が行われました。誤った認識のもとで行われてきた患者に対する偏見や差別を解消するため、感染力が弱く治療法が確立していることなど、正しい知識の普及啓発に努める必要があります。

難病は原因不明で治療方法が未確立であり、疾病の認知度が低いことから社会の理解が進んでおらず、患者の就業など社会生活への参加が進みにくい状況にあります。難病患者およびその家族に対して各種相談、就労支援等を実施するとともに、患者会の活動を促進するなど、難病患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安解消に努める必要があります。

【めざす姿】

医療現場では、患者の権利が尊重された患者本位の医療が行われ、感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発が推進されるとともに、患者および感染者等の相談・支援体制の充実が図られています。

患者および感染者等がその人権を尊重され、偏見や不当な差別を受けることなく安心して暮らせる社会が実現されています。

【基本方針】

- 医療現場において医師や看護師等の医療関係者と患者が信頼関係に基づいて医療を進めていく、患者本位の医療体制づくりを推進します。
- 患者等に対する偏見や差別が解消されるよう、正しい知識の普及・啓発活動を推進します。
- さまざまな団体と協力して、患者等が地域で安心した療養生活を送れるように多様な支援を行います。

犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者やそのご家族・ご遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）は、犯罪そのものやその後遺症によって、精神的、経済的に苦しんでいるにも関わらず、追い打ちを掛けるように、周囲の人びとの偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、マスコミの取材、報道等によるストレス等、被害後に生じるさまざまな問題に苦しめられています。

「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づく「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」において、「犯罪被害者等支援策を充実させる」を重点テーマに設定し、2017（平成29）年からその取組を進めてきました。

また、本県では、2015（平成27）年に、被害が潜在化しがちな性犯罪・性暴力被害に遭った方からの相談や付添い支援等を行うため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設立しました。

しかし、2018（平成30）年に県が犯罪被害者等を対象に実施した調査では、犯罪被害者等が、支援に関する適切な情報提供を受けられていなかったり、さまざまな二次被害に苦しんでいたりとといった状況が明らかとなり、犯罪被害者等を取り巻く社会的な環境は、依然厳しいことがわかりました。

そのため、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減および犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に、2019（平成31）年3月、「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。この条例に基づき、2019（令和元）年12月に「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を進めています。

【めざす姿】

犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

【基本方針】

- 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、関係機関と連携して総合的に支援を実施します。
- 犯罪被害者等の人権問題について、偏見等による人権侵害等の新たな被害を受けられないよう、幅広い啓発活動を行います。
- 犯罪被害者等からのさまざまな相談に応じるため、相談窓口やカウンセリング体制の充実に取り組みます。

インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。また、部落差別（同和問題）や外国人、性的指向・性自認などに関する差別的な書き込みも深刻な問題となっています。

こうした状況を考慮し、国においては、プロバイダの責任や発信者情報の開示請求等について定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとしています。

また、2022（令和4）年10月に改正プロバイダ責任制限法が施行され、発信者の情報開示を請求するためには、SNS事業者等とインターネット接続事業者に対して別々に裁判を行う必要がありましたが、一体の手続で済ませることが可能となりました。

県では、インターネット上での差別事象や人権侵害、悪質な書き込み等を防ぐため、県民に幅広く啓発活動を推進するとともに、インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリングを実施し、削除要請等の早期対応を行っています。また、市町や関係機関を対象に説明会を開催するなど、モニタリングの実施を幅広く呼びかけ、取組の拡充を図っています。

インターネット利用者一人ひとりが、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していく必要があります。

【めざす姿】

県民一人ひとりが、発信者の匿名性や情報発信の簡易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、適切にインターネットを利用しています。

インターネット上での差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制が整備されています。

プロバイダ等は、日頃から人権に対する意識と見識を養い、個人情報保護やインターネット上での差別事象・人権侵害に対して関係機関と連携し、適切に対応しています。

【基本方針】

- 県民や事業者が、人権擁護の視点に立った正しい知識を身につけ、情報の収集・発信における責任や遵守すべきことなどの理解を深められるよう、学校や職場、地域などでさまざまな機会を通じて啓発を推進します。
- 児童・生徒の発達の段階に応じて、インターネットの適切な利用や情報セキュリティ対策、ルールやマナーを守ること等についての教育を推進します。
- インターネット上の差別的書き込みに対するモニタリングを実施し、悪質で差別的な書き込みについては、プロバイダ等への削除要請を行うとともに、法務局に削除を依頼します。

性的指向・性自認

【現状と課題】

性的指向や性自認が多様であることへの社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があることから、悩みを抱えている人びとが安心して暮らすことができる環境づくりを推進していく必要があります。

このため、2021（令和3）年4月に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を施行しました。性的指向や性自認の多様性（以下、「性の多様性」という。）についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを、地域社会全体で進めていきます。

また、地域で人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりに向けて、2021（令和3）年9月に「三重県パートナーシップ宣誓制度」を開始し、性の多様性についての理解が社会全体に広がるよう、取組を進めています。

学校においては、2015（平成27）年に文部科学省から、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への対応に当たっての具体的な配慮事項等をまとめた通知が出され、児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。

こうしたことをふまえ、教職員や児童生徒が、性的指向・性自認についての理解を深めるための研修や教育を推進するとともに、児童生徒の心情等に十分配慮し、状況等に応じた適切な支援を行うことが必要です。

【めざす姿】

性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを地域社会全体で進めています。

【基本方針】

- 性の多様性に関する社会の理解を深めるため、県民への啓発等の取組を推進するとともに、当事者等への相談支援や事業者への研修等を行います。
- 性のあり方に関わらず、誰もが安心して学び育ち、働き、地域に根差し、人生を共にしたい人と暮らすことができる環境づくりに向けて、市町・関係機関等と連携し、パートナーシップ宣誓制度の周知および利用先の拡充などの取組の推進を図ります。
- 学校において、性の多様性についての理解を深めるための研修や教育を推進し、児童生徒に多様性を尊重する態度を育むとともに、きめ細かな対応につなげます。

ひきこもり

【現状と課題】

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうる」あらゆる世代に関わる社会全体の問題です。

ひきこもりに至る原因やきっかけは、多種多様であり、2020（令和2）年度に県内の相談支援機関等を対象にしたアンケート調査によると、ひきこもり状態になった主なきっかけは、「人間関係がうまくいかなかった」などの「就労関係」が最も多く、「不登校」の割合も少なくありません。同調査によると、ひきこもり状態にある方のうち、30代の割合が最も高く、また、ひきこもり状態になってからの期間が「5年以上」のケースが半数を占めるなど、長期間にわたる事例が多い状況です。ひきこもり状態を長期化させないためには、当事者やその家族に必要な情報が適切に届けられ、早期に相談支援機関につながることでできる環境づくりが必要です。

ひきこもりは、複雑化・複合化、長期化、高年齢化等深刻な課題を抱えていることから、個別事案の課題解決だけでなく、社会全体として継続的な支援を講じていく必要があります。

ひきこもりに関する正しい理解を促進し、ひきこもり当事者が社会とのつながりを取り戻し、自分らしい多様な生き方を選択できるよう、社会との接点をもつ機会の提供や、就労支援も含め、段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくりに取り組む必要があります。

【めざす姿】

ひきこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。

【基本方針】

- ひきこもりという現象やその支援に関する情報をひきこもり当事者やその家族、支援者のみならず、広く県民の正しい理解が進み、当事者が自分らしい生き方を選択できるよう、社会全体の機運の醸成を図っていきます。
- ひきこもり当事者やその家族の状況把握・早期対応を行うための仕組みづくりや、相談時における適切なアセスメントなどに取り組むとともに、家族に寄り添った相談支援や、アウトリーチ（訪問型）支援の充実などに取り組めます。
- ひきこもり当事者が安心できる居場所づくり等社会との接点をもつ機会の提供、就労支援も含め、段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくりなどに取り組むとともに、多様な担い手を育成・確保し、ひきこもり支援の裾野を広げていきます。

あらゆる人権課題の解消に向けて（アイヌの人びと、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

これまで明らかにしてきた人権問題以外にも、以下に掲げるような問題も存在しています。これらの問題を解決し、人権が尊重される社会を築くためには、県民一人ひとりが個々の人権問題について正しい知識を持ち、理解を深めることが何よりも大切です。

互いがそれぞれの違いを認め合い、自分自身の人権だけでなく、他人の人権についても深く理解し尊重する、そのような共生の社会を実現していくために、あらゆる場面や機会を通じて人権施策の取組を推進します。

○アイヌの人びと

【現状と課題】

2019（令和元）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人びとの誇りが尊重される社会を実現するための施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置や、実施すべき施策の基本的な方針などが定められました。

先住民族であるアイヌの人びとは、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

松阪市には、北海道の名づけ親である松浦武四郎の記念館が設置されており、アイヌと共に生きる社会の実現をめざし、アイヌの歴史や文化の正しい理解に向けた取組が行われています。

県においても、アイヌの人びとへの偏見や差別をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、アイヌに関する知識の普及啓発や学習活動を推進することが必要です。

○刑を終えて出所した人等

【現状と課題】

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保が困難であるなど、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人等が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

国では、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、第一次計画の内容を発展させた「第二次再犯防止推進計画」を策定し、「就労・住居の確保」や「民間協力者の活動の促進」などを重点課題として位置付け、再犯防止のためのさまざまな取組を地方公共団体等と連携して進めています。

刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されないよう偏見や差別の解消に向け、関係機関、団体等と連携・協力して啓発に努めるとともに、社会復帰への支援を推進することが必要です。

○災害と人権

【現状と課題】

近年、全国各地で台風や集中豪雨の影響による土砂災害や浸水害が頻繁に発生しており、被災地域の住民が避難所に滞在するケースが頻発しています。

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する人について、その状況を把握し、それぞれの様態に応じた対応が必要となります。特に、避難時や避難所において年齢、性別、性自認、家族構成、病気、言葉の違いなどに配慮した取組が必要となっています。

これらの問題について、避難者の多様性に配慮した避難所運営に向けて市町の取組の支援や、災害時における人権問題に対する関心と認識を深める啓発など災害時にも人権が配慮される社会づくりが必要です。

○貧困等に係る人権課題

【現状と課題】

「2022（令和4）年 国民生活基礎調査」によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合「子どもの貧困率」は、2021（令和3）年時点で11.5%でした。世帯類型別では、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は44.5%となっています。

行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていくための体制の整備を図ることが必要です。

さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、一人ひとりに寄り添い、自立に向けた解決型支援やつながり続けることをめざす伴走型支援を行うとともに、相談支援従事者の支援スキルの向上やアウトリーチ（訪問型）支援の充実により、これまで支援の行き届かなかった人も必要な福祉サービス等を適切に受けられるような取組の推進が必要です。

ホームレス自立支援施策として、2018（平成30）年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果をふまえて国が策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレスおよび近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。

ホームレスに対する人権問題に関する相談業務を充実させ、人権侵害の事実が認められる場合は、関係機関との連携協力による適切な対応が必要です。

○北朝鮮当局による拉致問題等

【現状と課題】

北朝鮮当局による拉致は、わが国の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、人権侵害です。政府によって拉致被害者として認定された人、また、それ以外にも、拉致の可能性を排除できない行方不明者が多くいるとされています。

2006（平成18）年、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。この法律では、国や地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるとしてい

ます。

県では、法律に基づき、国や市町、関係機関と連携を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発を行っています。

（あらゆる人権課題の解消に向けて）

【めざす姿】

あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない、人権が尊重される社会が築かれ、県民一人ひとりが、互いに個性を認め合い、自立した生活を送っています。

【基本方針】

- あらゆる人権課題の現状を把握し、課題への関心と認識を深めます。
- あらゆる人権課題を正しく理解するために教育および啓発活動を推進します。
- あらゆる人権課題に対応できるよう相談体制の充実に取り組むとともに、不当な差別に係る紛争解決を図ります。

第3章 人権施策の推進体制等

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

国や地方公共団体は、2000（平成12）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」やその他の計画、条例等に基づき、人権尊重社会の実現に向けた総合的、体系的な人権施策の実施を責務とし、推進してきました。

こうした中、県では、2022（令和4）年5月に差別解消条例を制定し、私たち一人ひとりが当事者として、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならないと表明し、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、不当な差別その他の人権問題を解消するための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するとしています。

2022（令和4）年度からのおおむね10年先を見据えた県の長期ビジョン「強じんな美し国ビジョンみえ」においては、一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが個性や能力を持つ個人として尊重され、希望を持って日々自分らしく生きることができ、自分の目標に向けて挑戦し、能力を発揮し、参画・活躍できるよう取り組むとしています。

市町をはじめ地域のさまざまな主体と連携しながら地域共生社会の実現に取り組むとともに、人権が尊重され、誰もが参画・活躍できるよう環境づくりを進める必要があります。

2 人権施策の推進体制と仕組み

県では、この基本方針に基づき、具体的な取組を進めるために、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下、「行動プラン」という。）を策定するとともに、以下の推進体制と仕組みにより、総合的、積極的に人権施策を推進します。

（1）推進体制

① 国・都道府県・市町および関係団体等との連携

県民一人ひとりが人権尊重の意識を高めていくためには、地域社会全体での取組が不可欠です。国、市町、関係団体、人権問題の解決をめざす民間団体が、それぞれの役割や独自性をふまえた自主的な取組を展開していく必要があり、県は、これらの機関・団体との相互理解を深め、緊密な連携・協力を取りながら、実効のある施策の推進を図ります。

また、県と各市町で構成する三重県人権・同和行政連絡協議会を通じて、これまで以上に県と市町が連携を密にし、差別解消に向けた総合的な行政施策を積極的に推進していきます。

さらには、法務局、労働局等の国の機関や県の各相談機関等で構成する人権相談ネットワーク会議については、構成機関相互の連携・協力関係を一層強化します。

県民一人ひとり、事業者、住民組織・NPO、市町等との連携・協働に向けて、この基本方針や県の人権施策に対する理解を深める啓発を行っていきます。

なお、県や市町が人権施策を推進するにあたっての財政的支援や差別を解消するための制度の改正に向け、他都道府県と連携し国へ要望していきます。

② 県庁内の横断的推進体制

県の推進体制では、人権施策に係る取組の進捗管理、課題と方向性の検討、他の施策との連携等について取り組むため、各部、地域機関等の横断的な連携体制を充実します。

個々の事業を推進していく上で基本となる仕組みとして、各部、地域機関相互の情報共有、課題解決のための実務担当者の会議を開催します。

また、職員一人ひとりが人権感覚を磨き、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるように、人権研修を計画的・体系的に実施します。

(2) 進捗管理の仕組み～年次報告～

人権施策を構成する県事業の多くは、各部が所管する施策目的のために実施しています。

このため、基本方針で示す人権尊重社会を実現するために、人権施策として取り組むべき内容として事業を再構築したものを、「行動プラン」として整理します。また、「行動プラン」には、取組の成果や効果をあらわす指標を設定し、定期的に進捗管理を行います。

「行動プラン」の進捗管理にあたっては、毎年度の取組の成果や課題、翌年度の改善方向等を年次報告として取りまとめ、三重県人権施策審議会で課題や取組方向について協議し、県議会へ報告するとともに、公表します。

(参考) 用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は、以下のとおりです。

- ・第1章：第1章に掲載されています。
- ・第3章：第3章に掲載されています。
- ・〇〇〇：第2章の該当する人権課題等（〇〇〇）に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
A B C（アルファベット）		
D V（ドメスティック・バイオレンス）	夫やパートナーなど、親密な間柄にある、またはあった男女間の身体的・心理的な暴力などのことです。	女性 紛争解決に向けた取組の充実
H I V 感染症・エイズ	H I V は、ヒト免疫不全ウイルスのことです。このウイルスに感染すると免疫力が徐々に低下し、本来なら自分の力で抑えることのできる病気などを発症するようになってしまいます。代表的な23の疾患が発症した時点で、エイズ（後天性免疫不全症候群）と診断されます。現在はH I V に感染しても、治療によりエイズ発症を防ぐことができます。	患者等
S D G s（エスディージーズ）	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された2030アジェンダにおける2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標。	第1章 女性
S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、限られたユーザーだけが参加できるWebサイトの会員制サービスのことです。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしています。	インターネット
五十音		
アウトリーチ	入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくことです。	障がい者
ジェンダー平等	一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができます。	女性
障害者の権利に関する条約	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約のことです。	障がい者
地域包括ケアシステム	地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、要介護者への医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの有機的かつ一体的な支援が切れ目なく提供される体制のことです。	高齢者

同和地区	我が国では部落差別（同和問題）の解決に向け、2002（平成14）年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や教育・啓発などの取組が進められてきました。この法律によって指定されていた対象地域を示しています。なお、県は同法の失効以後、地域を限定した施策を行っていません。	部落差別（同和問題）
難病	難病の患者に対する医療等に関する法律（2014（平成26）年）では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとしています。	患者等
二次被害	相談などの時、被害者に対して不適切な対応をすることで、さらなる心理的被害が生じ、被害者が深く傷ついてしまうことを言います。	犯罪被害者等
パートナーシップ宣誓制度	お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した二人（一方又は双方が性的少数者）に対して、県が宣誓書受領書等を交付する制度。	性的指向・性自認
ハンセン病	らい菌による感染症で、感染力がとても弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。今日では治療法が確立されています。治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。	患者等
ビジネスと人権	企業活動における人権尊重の概念であり、2011（平成23）年に国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されたことを契機に注目されるようになりました。日本では2020（令和2）年に関係府省庁連絡会議において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。	第1章
ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。	子ども
ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることです。	障がい者

